(2)　地域に貢献する活動を行っていること。
(3)　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)を算定しているものであること。
ロ　在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)の基準
(1)　イ(1)に掲げる算定式により算定した数が七十以上であること。
(2)　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(iv)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(iv)を算定しているものであること。

四十　短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
イ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
(1)・(2)　(略)
(3)　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一)　指定短期入所療養介護を行う介護医療院の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
(二)　通所介護費等算定方法第四号ニに規定する基準のいずれにも該当しないこと。
ロ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ
(1)・(2)　(略)
(3)　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一)　指定短期入所療養介護を行う介護医療院の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
(二)　イ(3)(二)に該当するものであること。
ハ　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
(1)・(2)　(略)
(3)　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一)　指定短期入所療養介護を行う介護医療院の介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
(二)　イ(3)(二)に該当するものであること。
ニ　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
(1)・(2)　(略)
(3)　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一)　指定短期入所療養介護を行う介護医療院の介護職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
(二)　イ(3)(二)に該当するものであること。

四十　短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
イ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
(1)・(2)　(略)
(新設)
ロ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ
(1)・(2)　(略)
(新設)
ハ　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
(1)・(2)　(略)
(新設)
ニ　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
(1)・(2)　(略)
(新設)